

『国立アイヌ民族博物館研究紀要』投稿規程

(目的)

第1条 『アヌコロ アイヌ イコロマケンル <研究報告というアイヌ語名称>国立アイヌ民族博物館研究紀要』(以下「紀要」という。)は、「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という博物館の設立理念に則って、当館が行う調査研究の成果を公表することを目的とする

(投稿資格)

第2条 筆頭執筆者として紀要に投稿することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本館の研究員、学芸員、アソシエイトフェロー、エデュケーター、外来研究員、共同研究員等
- (2) 本館を含む、民族共生象徴空間の組織・運営に関与する者、及び関与した者
- (3) 本館の運営主体である公益財団法人アイヌ民族文化財団に所属している者、及びしていた者。
- (4) 上記2-4の者を研究代表者として組織された研究プロジェクトの研究分担者及び研究協力者。
- (5) その他印刷物等編集委員会(以下、委員会)が適当と認めた者

(投稿区分)

第3条 投稿区分は次のとおりとする。すべての項目につき、他言語を含む未発表原稿であり、独自の成果をまとめたものに限る。ただし特集を組む場合には投稿ではなく依頼をする場合がある。

- (1) 特集:編集委員会が特定のテーマに則って論文を募集するもの。
- (2) 論文:アイヌ民族の歴史・社会・文化・言語・資料・政策・人権等に関連する研究、及びアイヌ民族に関連のある博物館教育、文化財保存、国際動向等博物館の機能強化に関連する研究。
- (3) 研究ノート:論文には至らないが、新たな資料の紹介や知見の紹介等予備的な研究内容のもの。
- (4) 書評論文:あるテーマに関連する国内外における複数の研究書や研究論文を取り上げ、研究動向を考察するもの。
- (5) 資料紹介:アイヌ民族に関連する資料および関連分野の資料を分析・紹介するもの。民具資料などに関する新たな視点を提供するものや、新たに得られた資料やデータの分析結果等。
- (6) 事業報告:当館及びウポポイが関わって実施された事業等の分析や記録、報告などを客観的にまとめたものの内、記録的価値・学術的価値のあるもの。
- (7) そのほか:海外の研究動向や学会動向の紹介、展覧会の批評など。

(投稿条件)

第4条 投稿は、未発表・未公開の論文等に限る。

2. 同一あるいは極めて類似した内容の投稿が他媒体に掲載されているもの(投稿中、あるいは掲載予定となっているものも含む)は、二重投稿とみなし受け付けない。なお、掲載後に二重投稿であ

ることが判明した場合は、掲載の取り消しや罰則を科す場合がある。

3. 論文等の投稿は、別に定める執筆要領に従うものとする。執筆要領に従っていない論文等は受理しない。

(使用言語、文字)

第5条 論文等において使用する言語は、アイヌ語、日本語、英語のいずれかとするが、それ以外の言語で書く必要がある場合は、投稿に先立って委員会にその旨申し出ること。原稿に特殊な文字・記号を用いる場合も同様である。

(原稿の文字数)

第6条 特に制限は設けませんが、論文の場合は「ひとつの論文」として完結する内容と構成であることを要する。なお委員会よりページ数削減などの手直しを求めることがある。

(引用の際の注意)

第7条 他の刊行物から、図・表・写真を転載する場合は、投稿者の責任において著者及び発行者の許可を求めなければならない。また、文献の引用に著作権・版權所有者の許可が必要な場合、あるいは図版や写真を掲載するために版權の取得が必要な場合は、投稿者が手続きを行い、費用を負担する。

(投稿時の提出物)

第8条 投稿に当たって投稿者は、以下のものを提出する。

- (1) 投稿申請書（投稿に先立って、事前に投稿を希望する旨を申請するもの）
- (2) 原稿（デジタルデータでの提出を原則とする。図・表・写真等は、掲載箇所に配置した出力見本と共に、別途明瞭なスキャンまたはデータのいずれかを提出する。ネイティブチェックは各自で済ませておくこと。データ形式などは執筆要領を参照のこと。）

(審査)

第9条 投稿された原稿の掲載可否については、別に定める査読要領に基づいて、委員会または委員会が指定する外部専門家で審査のうえ決定する。なお、原稿（図・表・写真などを含む）は採否にかかわらず返却しない。

(異議申し立て)

第10条 投稿した論文等の審査結果につき、委員会決定に異議がある場合、異議申し立てをすることができる。異議申し立ては書面により、論文名・著者名・異議申し立て事項・理由を具体的に記載して委員会宛に提出するものとする。

2. 異議申し立ての期限は、最初の委員会決定の通知日より1ヵ月以内とする。

3. 異議申立てがあったときは、委員会は再審査又は異議申立ての却下を判定する。再審査の場合、委員会は再審査のための審査員を選定し、再度審査する。
4. 委員会は判定結果及び審査結果を速やかに投稿者へ通知する。
5. 同一の論文等にかかる異議申立ては 1 回限りとし、異議申立てにかかる判定結果に対する異議申立ては受付けない。

(投稿者による改稿)

第11条 投稿された論文等について、委員会が掲載を決定するまでの間に、必要に応じて投稿者に改稿を求めることがある。

(校正)

第12条 校正は原則として著者校正のみが行なわれる。内容に関する校正のみならず、構成段階で投稿規程及び執筆要領に則った形式となっていない場合、その形式に修正することも校正作業に含まれる。掲載決定後に行われる初校の段階では、誤植以外の修正は原則として認めない。なお、再校は初校段階の訂正を確認するだけの作業となる。

(原稿料等)

第13条 掲載料の徴収はしない。また原稿料の支払いは委員会が認めた特別な場合を除いてしない。

(著作権等)

第14条 論文等の著作権は、著者に帰属する。ただし、投稿を申し込む時点で、それらの論文等が国立アイヌ民族博物館のウェブサイトで公開されることに同意したものとみなす。その場合、本館は公開される論文等の著者を明記する。公開に適さない箇所があれば、その部分を抹消するため、投稿時に委員会までその旨を申し出ること。あるいは公開後に公開を取り下げる必要があるときは、著者は書面でその旨を委員会へ通知すること。また、公開後に何らかの理由で委員会が公開に適さないと判断した場合、公開を取り消す場合がある。また、刊行された論文等を他の刊行物に転載する場合には、事前に委員会に申請しなければならない。

(倫理的配慮)

第15条 委員会及び投稿者・執筆者は、本紀要を発行するにあたり、「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という博物館理念、及び民族共生象徴空間の設立理念である「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重する」という理念を遵守すること、及び当館「研究行動に関する倫理規程」を遵守することが求められる。論文の内容が倫理的考慮を要する場合は、必ず論文中に倫理的配慮をどのように行ったかを記載する。また、写真・図版等の著作権等使用許

可に関しては執筆者が責任を負う。研究内容・手法に倫理的問題がある場合には、委員会において掲載不可とする。また後日判明した場合には掲載を取り下げるものとする。

(執筆者への進呈)

第16条 執筆者には、別途本誌 3 冊を進呈するとともに、PDF 版を提供する。

(その他)

第17条 本規程に定めのない事項については、委員会において審議し決定する。

(提出お呼び問い合わせ先)

第18条 提出及び問い合わせ先は以下のとおりとする

〒059-0902 北海道白老郡白老町若草町 2 丁目 3-1

国立アイヌ民族博物館 研究学芸部 研究交流室

電話 (代) 0144-82-3914

メールアドレス:kenkyu@nam.go.jp

附則

この要領は、2021 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、2022 年 5 月 31 日から施行する。

以上